



担 当	平成24年12月21日
	沖縄労働局労働基準部
	監督課
	監督課長 鈴木 聡 監察監督官 平良 喜作 (電話) 098(868)4303

建設現場の約4割に労働安全衛生法違反

～「平成24年度沖縄労働局建設業年末一斉監督旬間」実施結果～

1 建設業年末一斉監督旬間について

沖縄労働局(局長 川口秀人)では、工事の迫込み等から労働災害の増加が特に懸念される年末時期において、建設業者の安全意識の一層の高揚と安全衛生管理の推進を図ることにより、労働災害の撲滅を図ることを目的として、毎年12月1日から10日までの期間を「沖縄労働局建設業年末一斉監督旬間」としている。

本年も、管内すべての労働基準監督署が建設工事現場に対し、労働災害防止を主眼とした監督指導を集中的に実施した。結果(概要)は以下のとおり。

2 建設業年末一斉監督実施結果

(1) 違反率

管内の113建設工事現場に対し監督指導を実施した結果、45建設工事現場(違反率39.8%)において、墜落防止措置や建設機械にかかる措置などの労働安全衛生法違反が認められた(表1)。

(2) 工事種別法違反の内容

工事種別では、建築工事においては91建設工事現場中43現場(47.3%)、土木工事においては22建設工事現場中2現場(9.1%)に法違反が認められ、足場等での作業が比較的多い建築工事における違反率が高い特徴がみられた(表1)。

(3) 発注種別法違反の内容

発注種別では、民間工事77建設工事現場中43現場(55.8%)公共工事においては36建設工事現場中2現場(5.5%)に法違反が認められ、民間工事における違反率が高い特徴がみられた(表1)。

(4) 主な違反内容(違反を指摘した件数)

主な違反内容は、足場における手すりの設置等の墜落防止措置に関する違反が35件と最も多く、次いで躯体の開口部に対する墜落防止措置違反が8件、丸のこ盤の歯の接触予防装置(安全カバー)等の不備6件の順となっている。このうち、死亡災害に直結する足場・作業床の不備等に係る使用停止又は作業の停止等を命じた現場は21現場に上った(表2)。

3 今後の対応について

建設業は墜落・転落等の重篤な労働災害が多発している業種であることに鑑み、沖縄労働局では年明けから年度末にかけて、建設工事現場に対する監督指導を実施することとしている。

● 工事別違反率（表 1）

	監督実施現場数		違反現場数	違反率（%）	使用停止等命令 交付現場数
	民間	公共			
土木	民間	1	0	0	0
	公共	21	2	9.5	0
	小計	22	2	9.1	0
建築	民間	76	43	56.6	21
	公共	15	0	0	0
	小計	91	43	47.3	21
発注者別	民間	77	43	55.8	21
	公共	36	2	5.5	0
合計		113	45	39.8	21

● 主な違反状況（違反を指摘した件数）（表 2）

足場の手すりの設置等の墜落防止措置に関する違反	35 件
躯体(建物)の開口部に対する墜落防止措置違反	8 件
丸のこ盤の歯の接触防止装置の不備(安全カバー)	6 件

※足場に関する措置基準

高さ 2m 以上の足場には足場床面から手すり(高さ 85 cm)、中さん(高さ 35～50 cm)、幅木(10 cm)を設置すること。(労働安全衛生法施行規則第 563 条)

※開口部に関する措置基準

高さ 2 m 以上の作業床の端・開口部等で墜落により労働者に危険をおよぼすおそれがある個所には、囲い・手すり等を設けなければならない。(労働安全衛生法施行規則第 519 条)